

個人データが大量流出する

—その問題性とあるべき法システム

立山紘毅

山口大学助教授

中には、(とくに女性を対象として)とさらに肉体的身体的話題や評価を行うことも含まれる。容姿にかかわる評価を要求する会社と、それに応えてデータベース制作に励む会社。どうやらこの国の企業社会は、あらゆる存在を商品化してやまない資本主義社会の究極を完成したようである。こういう風土の上では、言葉にするのも文字にするのものはばかられる、金融業界と監督官庁との風俗営業での接待もまた、自然の成り行きだったに違いない。

個人情報保護の意味

一般に「個人情報」とは、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの」(行政機関の保有する電子計算機処理にかかる個人情報の保護に関する法律第二条第二号)と定義されるが、同号のかつ書きが規定するように、「当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができるもの」を含む幅広い情報と理解されている。さらに、その中にも、個人の生命・身体・健康に関する情報(たとえば、病歴データ)や、思想・信条にかかわる情報(たとえば、図書館の貸し出し記

はじめに

思わず「やっぱり」とつぶやいていた。三月三〇日夕刊、労働法制「規制緩和」の時流の中、今をときめく人材派遣会社を作った派遣労働者登録名簿の流出事件の続報を読んだときのことである。一月二九日、新聞各紙は、大手人材派遣会社に登録されていた女性の名簿約九万人分が、インターネット上で売買されていたことを報道した。同社は全数を回収した、と発表したが、実は再び売買されていたということである。「派遣労働」トレンドイイなライフスタイル」終身雇用「グサイオヤジ

趣味」といわんばかりの新聞雑誌記事が横行、もともと不安定雇用の多い女性労働に、新たな形態が付け加えられれば、増幅することは容易に予想できた。

見逃すことができないのは、その名簿に女性の容姿を「評価」する記載があったことである。それについて同社は接遇態度や身だしなみの評価だと説明した、と伝える報道もあれば、データを持ち出した個人が付加した、とするものもあるが、九万人分もの「評価」を一人でやったとは考えにくい。

その種の評価が、リンカーンの格言ではないが、「人生の厚みを感じさせる容貌であるか否か」を基準とするもの

ならば、まだしも救いがある(それにして、判断の客観性や公正さに加えて、それら評価が労働能力の高低と関連性をもつかどうか疑問だが)。しかし、おそらくは、若さ・顔の作りの美醜・性的な魅力の有無といったところが、その種の「評価基準」であろう。世上取りざたされているように、交際相手募集をめあてとして、そういう「評価」を行っていたのならば、ある意味で話は単純である。ビジネスとしてやってきたからには、派遣労働者に対して、その種の評価を要求する派遣先企業のニーズがあつたことは想像に難くない。

いささか広きにすぎるくらいはあるが、いわゆるセクシヤル・ハラスメントの

録)、あるいは社会的に重大な効果をもつ行動・行為の記録(たとえば、犯罪歴データ)等、基本的人権ないし人格の尊厳にとって本質的な意味をもつ情報を、とくにセンシティブ情報と呼ぶことがあり、これに対しては、特段の保護を必要とする、という見解もある(たとえば、神奈川県個人情報保護条例第六条は、これらデータの取扱いそのものを原則として禁止)。その点についての詳細に本稿は立ち入らないが、従来、そうした個人情報保護を論ずる場合、「プライバシー」という用語を使うことが多かった。

しかし、広くは電話加入者名簿から、データベースの顧客名簿にお得意様リスト、さらには特定の目的のために編成された名簿(一九八四年にNHKで放送された「プライバシー——あなたはここまで知られている」によると、「自分は運が悪い人だ」と思っている人のリストまで存在するという。そういう人には、吉相印や開運商品を売り込むとよく買ってくれるそうだ)等々、個人とその属性とを結びつけた情報が商品としての価値をもち、広範囲に売買される現状に対して、「ひとりで放っておいてもらう権利」という消極的ニュアンスの強い「プライバシー」の用語は、いささかそぐわない印象がある。そのようなところから、近年では「個人情報

報(個人データ)保護」の方が好んで使われるようである(もちろん、「プライバシー」概念を拡張して理解しても、一向に不都合はない)。

個人情報保護を権利論として、現在有力に唱えられているのは、自己決定権の考え方と、自己情報コントロールの考え方である。前者は、人格の尊厳という基本理念にかかわって、生命倫理(たとえば、尊厳死)や校則問題にも同じ用語が使われるために、広きにすぎるとの批判もあるが、適用の場面を情報にかかわる権利問題に限って言えば、両者の間にそれほど隔たりはない。奥平康弘教授の表現を借りるなら、「人間は、自己の尊厳・自己完結性(インテグリティ)を確保しながら、他者と共生しつづけるのであるが、そのさい自己を他者に対してどう表出するかという点に関し、自分が判断し決定するのでなければ、自己の尊厳を確保し自己を完結すること(自己を自己たらしめることは)はできない。ひとは、向き合う他者それぞれのコンテンツの次第によって、自己を開いたり閉じたりする。……プライバシーの権利とは、人間が一個の個性をもつ存在であるために、他者に対して自己を開いたり閉じたりする能力を確保するために保障されてしかるべきものである」(奥平康弘『憲法III』(有斐

閣・一九九三年)一〇七―八頁)。
ここからは、さしあたり二つの帰結を導き出すことができる。

まず第一に、「他者に対して自己を表出する自由」が個人に認められる以上、個人は、その意思に反して自己に関する情報を収集され、あるいは開示を強制されるいわれはない。逆にいえば、事前の同意なしに個人情報を収集することは原則として認められないし、収集するとしても、その目的と方法の両方が正当でなければならぬ。すなわち、口頭・電気通信等いかなる手段をとわず、本人の同意なしにこつそりと個人情報収集することが原則として禁止される。その典型が「通信の秘密」の保障であり、通信傍受¹¹盗聴の禁止であるが、その種の古典的な行為だけが規制されるわけではない。たとえば、クレジットカード・カード契約を締結するに当たり、個人情報信用情報センターへ登録することの同意が求められるが、現行の約款におけるように、登録内容を明示することもなく、包括的に同意を求めたり、それ自体が見づらく読みにくい一片の印刷物で片づけられることも問題といわなければならない。

第二に、この権利は「人格の尊厳」「自己完結性」という、生まれながらの人間にしか認めることのできない要素に由来する。つまり、一定の目的遂行

のために形成された社会的実在にすぎない法人に、「個人情報保護」の効果を及ぼすことは本質的にできない(奥平・前掲一〇―一頁参照)。とかく「営業活動によって得た情報を煮て食おうが焼いて食おうが会社の勝手であり、営業の自由によって憲法上保護されるだけでなく、会社にもプライバシーがあるのだ」式の理解が幅を利かせがちであるが、これはナンセンスである。むしろ逆に、法人(公法人を含めて)は、社会の便宜上形成された人工的存在である以上、人格の本質にかかわる事柄に関して、たとえひとたび個人の支配圏を離れたようにみえてもなお、個人は各種の請求権を留保している、と考えるべきである。ここからは、自己の個人情報に対する閲覧請求権、誤った情報に対する訂正請求権、収集・蓄積そのものが不当である情報や目的を達成したにもかかわらず蓄積されたままの情報に対する抹消請求権といった権利が必要とされる。

もつとも、これらの権利は事後的・個別に行使すれば済むものではない。むしろ、現代のような情報化社会において、ひとたび個人情報流出すれば、際限もなく被害が拡大する危険を考えれば、むしろ、個人情報の収集段階における手続や、収集した情報の蓄積に関するルール作りが必要である。その

意味で、典型的なセンシティブ情報である図書貸し出し情報に関して、現在、多くの公立図書館が、図書の返却と同時に貸出の履歴そのものを抹消するよう処理していることは評価できる。

法的な対処

現在、個人情報に関する法的な規制としては、国レベルにおいて、さきに引用した法律があるほか、個人情報保護条例を定める地方自治体が次第に増えてきてはいる。ただし、国レベルの法律の範囲は、その名が示すとおり、電子計算機によって処理された、国の行政機関の保有する個人情報だけが対象であって、あまりにも狭すぎる。たとえば、審議会におけるメモ等は対象とならないのである。地方自治体の個人情報保護条例については、たとえば川崎市のように、手書きのものを含めたあらゆる個人情報を対象とするだけでなく、民間事業者に対しても一定の規律を課し、かつ簡易迅速な救済制度として、いわゆる「プライバシー・オンブズマン制度」をもつものもある(磯部和男「川崎市の個人情報保護制度」『ジュリスト増刊 情報公開・個人情報保護』二七六一七頁)が、いまだ多数の自治体を網羅するものではない。そのため、クレジット会社への犯罪歴データの流出事件(一九八九年)のよ

うに、適用されたのは地方公務員法三四条(守秘義務)違反であって、個人情報の漏洩・悪用そのものを規制できない状況が広く存在する。

公の機関が行う事務に関しても遅々として個人情報の保護が進まないが、民間企業のそれとなると、いまだほとんど手つかず、と云っていい状況に近い。さすがに、放置できないと感じたのか、一九八六年の「消費者信用情報に関する通達」をはじめとして、個人情報保護に関するガイドラインがいくつかあるにはあるが、実効性に多大な疑問がある。もともと、昨今、むかひに経済界があわて始めたのは、一九九五年に欧州議会と理事会が採択した個人情報保護に関する二つの指令(Directive)にかかわって、それらが、EU域外の諸国への個人情報の移転にあたって、域外諸国に対しても「十分なレベルの保護」を求めているところにある。しかも、EU加盟国が、指令に適合する水準のデータ保護法を制定・改正する期限は一九九八年一〇月である。すなわち、十分なレベルの個人情報保護をもたない日本に対しては個人情報(金融機関の顧客情報もその中に含まれる)の移転が禁止されることになり、それは日本の経済界にとって重大な事態を招く。

なるほど、民間が保有する個人情報についていえば、そこに営業上の秘密

の領域も存在するが、さきに述べた個人情報保護の原理論からすれば、人格の尊厳に一步を譲るべき領域である。

この領域においても必要なことは、規制緩和ではなく、企業社会に対する実効的な法規制だが、個人の領域に対しては乱暴きわまりない盗聴法(組織犯罪対策立法)を準備する政府は、企業社会に対しては、まことにつましやかで控え目な態度に終始するばかりである。しかもまた、ここでも国民が期待をつなぐのは「外圧」ばかり、というのでは「国際社会におけるリーダーシップ」のかけ声が泣く、というものである。

いくつかの留意点

もともと、遅ればせながら、個人情報保護の意識と気運が高まってきたのは、それはそれとして喜ぶべきことではある。ただし、最近の動きの中で注意すべき論点も現れてきているので、最後に、そのうちのいくつかを指摘しておきたい。

第一に、今回の名簿流出事件が発覚したきっかけが、インターネットで当該名簿が暴露されたことによるものだったことから、こうした病理現象を、電気通信に対する新たな規制根拠として論ずる傾向に注意する必要がある。また、政府・自民党内にはこれら情報

流通に対する根強い規制の動きがあり、浮上させるきっかけを常にうかがっている。たしかに、インターネットの伝搬性の高さは被害の拡大に手を貸しやすい。しかし、これら個人情報の漏洩・悪用は、古くから同和関係者を悩ませてきた「地名総鑑」問題のように、紙メディアにおいても存在した問題である。また、コンピュータ処理が発達すれば、名簿の加工・編成・複製が著しく容易になるだけに、仮にインターネットがなかったとしても、問題はそれなりに複雑さを増したことは確かである。そのあたりをわきまえない規制論議は有害無益である。

第二に、行政や司法の側が、個人情報の保護を理由として、個人の権利行使を妨害する事例が現れてきていることである。ここでは、とりあえず二つの事例を挙げておきたい。

一つは、学級活動としてのホームページ公開を、世田谷区教育委員会が個人情報保護条例に違反するとして抹消・削除を求めた、という事例である(一九九六年一月)。類似の事例は他にも報告されているが、教育委員会の言い分の不合理は、さきに考察した個人情報保護の原理論に立ち返ると明らかである。すなわち、子どもや保護者の意思に反して、個人的な趣味から子どもの個人情報暴露したのならともかく、「他者に対して自己を開いたり閉じたり

する能力」の一つを開発するために、現代にふさわしいメディアを使って教師が指導したことが、どうして個人情報保護に反するのか。この事件を評して、「これほど訳がわからない人が教育委員会にのさばっている世田谷区に住まなくてよかった」とまで喝破したのは立花隆（週刊現代一九九六・一二・二八）であったが、教材業者に悪用されるのか、誘拐に結びつく等々、その他もろもろの理由に関しても「教育関係の業者はとつくの昔に児童名簿を手に入れて使っているだろうし、誘拐を志す犯罪者は、児童が書いた自己紹介文などではなく、もつとちゃんとした情報収集をするだろう」（立花・同上）から、言い訳にもならない。実際四月になって発覚した、教材業者への生徒名簿流出事件（北海道）では、学校当局が流していたことが明らかになっている。むしろ、類似の事例をも含めて透けて見えるのは、作文指導に熱心な教師が出世コースから外されたり、ささいな非行を口実に不当に重い処分を受けたりしたのと同種の、自由な意見表明に対する敵対的な姿勢である。

もう一つは、このころ、被害者の人権を理由として、裁判記録が非公開にされるケースが目立つことである。たしかに、刑事被告人のみならず被害者の人権、とくに名誉やプライバシーは保障されなければならないし、これ

までそれらが軽んじられがちではあった。しかし、当事者の人権に配慮しつつ（たとえば、氏名・住所等を伏せる）実際、近年の判例集ではそういう扱いは多いが、それで判例研究に困ったという話は聞かない、記録を公開することは可能なはずである。人間は過ちを犯しがちな存在であり、司法関係者といえどもその例外ではないから、いつでも誰でもそれらを検証し批判できなければ正義は実現しない。その意味で、裁判記録の公開は、裁判の公開と正義の実現を担保する重要な意味をもつが、昨今の裁判記録非公開のいきさつには、そうした意味合いが十分に考慮されたとはいいいく部分を含んでいる（たとえば、重要な事件の裁判記録が、人知れず破棄されていたケースさえ報告されている）。

両者を通じて強く印象づけられるのは、他の精神的な諸権利や法益との調整や調和を置き去りにしたまま、「個人情報保護」という「お題目」だけが暴走する現象である。結果として、「人権論」が、自由なコミュニケーションと、それを通じて実現されるべき関連な社会の実現にとって障害となるとしたら、これほどばかげた話はない。

むすびにかえて

個人情報漏洩の背景には、必ずそれ

を「知りたがる」人の群れが存在する。『地名総鑑』の場合、それは人事担当者たちであつたし、今回の名簿流出に關しても、容姿に関する「評価」なる記載があつたことの背景には、おそらく、そういう情報を「知りたがる」企業社会がある。たしかに、人格の陶冶という個人的法益に属する内容にせよ、民主主義的な政治過程への貢献という社会的・国家的法益に属する内容にせよ、保護すべきものとそうでないものとを法的な効果をともなつて区分することは、基本的人権の制約につながる。しかし、自己の持つ偏見や企業社会の論理の赴くまま、「あるがままに知りたがること」即「知る権利」と捉えるのも、人権の値打ちを引き下げることにならないだろうか。

たしかに、この種の議論は、ともすると新たな規制論議に口実を与えかねない。しかし、「あるがままの市民があるがままに知りたがること」と、「人格の尊厳・自己完結性」を指導理念とする、情報に対する権利論とが大きく食い違ふこともまた事実である。両者の間に横たわる暗くて深い闇、それを見据えない情報化社会論に未来はない。

（たちやま・こうき）